

令和 5 年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

佐渡市

株式会社野村総合研究所

令和 6 年 3 月

目次

第1章	実証事業の概要.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	実証事業の内容.....	3
1.3	実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス.....	4
1.4	スケジュール・実施体制.....	6
1.5	本実証に要する費用.....	10
第2章	連携するデータ項目の選定.....	11
2.1	必要なデータ項目の検討・取得可能性調査.....	11
2.2	データ項目の選定結果.....	13
第3章	判定基準の検討.....	15
第4章	個人情報の適正な取扱いに係る整理.....	21
4.1	個人情報の取扱いに係る法的整理.....	21
4.2	個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点.....	26
4.3	プライバシーの保護への対応に関する主な取組み.....	28
第5章	システムの構築.....	29
5.1	システムの概要.....	29
5.2	データ連携方式（システム構成）.....	30
5.3	データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能.....	31
5.4	システムによる判定機能の構築.....	33
5.5	情報へのアクセスコントロールの整理.....	36
第6章	データの準備.....	37
6.1	アナログ情報のデジタル化.....	37
6.2	データの加工.....	38
6.3	名寄せ.....	39
6.4	その他、データの準備に係る諸課題への対応.....	40
第7章	データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組.....	41
7.1	システムによる判定の結果.....	41
7.2	支援に向けた人による絞り込み.....	42
7.3	データ連携により把握したこども等に対する支援.....	44
第8章	事業効果の評価・分析.....	45
8.1	データ連携による抽出結果の全体像.....	45
8.2	困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示.....	46
8.3	こどもデータ連携の取組効果の分析.....	47
第9章	考察・まとめ.....	48

第1章 実証事業の概要

1.1 背景・目的

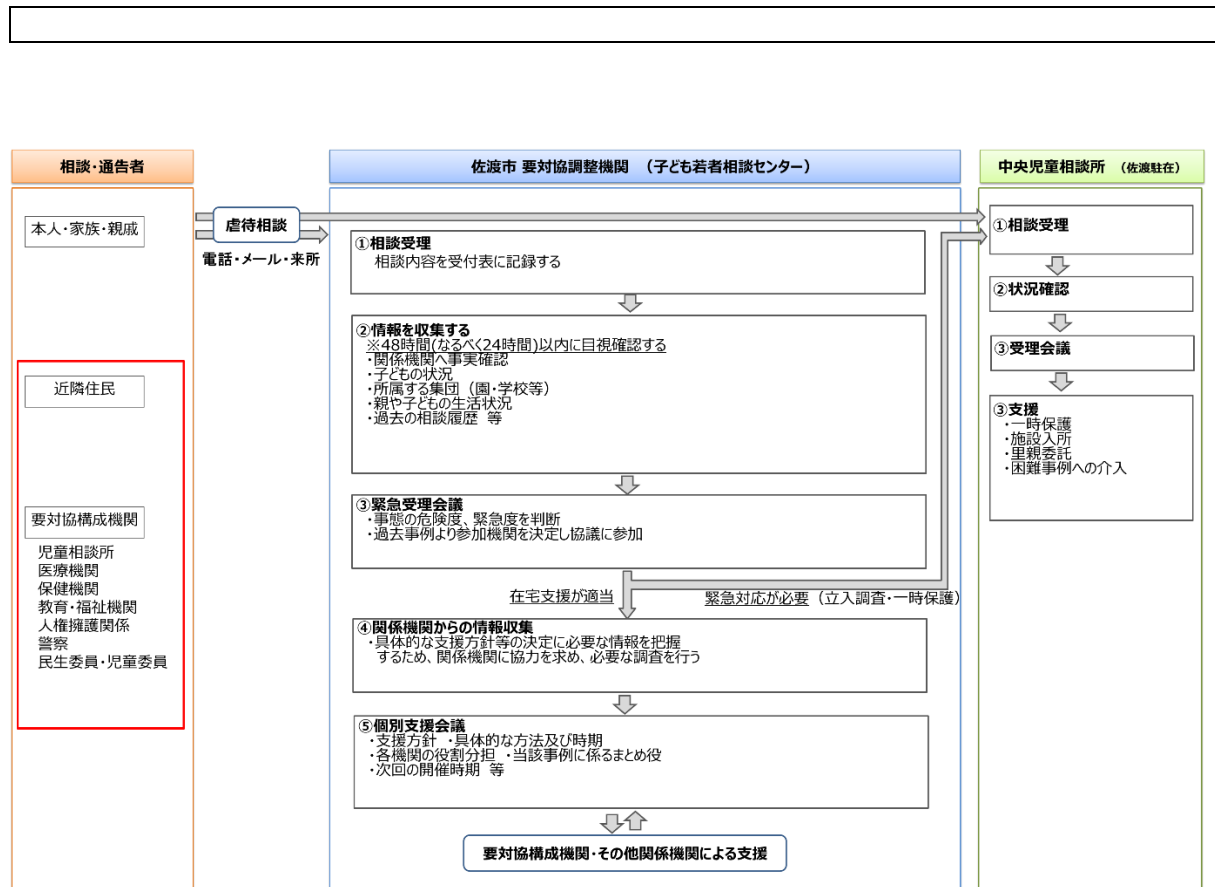
1.1.1 背景

佐渡市では、令和2年3月に策定した「第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」において『子どもが元気な佐渡が島（たからじま）～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～』という基本理念を掲げ、「配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり」を基本目標の一つに定めている。

施策の実施にあたっては、地域との結びつきを重視した連携・協働が重要であることから、佐渡市では「子ども若者相談センター」を中枢に、地域や学校、保育園、幼稚園、医療、保健、福祉等との密接な連携に努めており、実際に相談や通報のあった子どもを支援・保護する体制・仕組みを整備している。

一方で、配慮を必要とする子ども・家庭の把握の方法・手段については、当事者や関係者からの相談や通報を前提としているのが現状であるが、佐渡市に寄せられる相談（虐待）内訳は「心理虐待」が47%（令和4年3月）と全体で最も多く、支援を必要とする子ども・家庭の発見の遅れによる事案の深刻化が課題となっている。

図表1-1 これまでの取組概要（虐待の例）



1.1.2 目的

佐渡市では自ら相談機関に出向くことが難しい子ども・家庭に対し、関係機関との密接な連携を活かし持続可能な形で長期的に支援を行うことを目指している。特に、一時保護の迅速な対応／世代間等の関係性や成育環境を考慮したケース対応の必要性は、島全体が市域である佐渡市の特性のなかで顕著に表れており、対処が必要な重要課題と捉えている。

上記の実現に向け、本年度の実証事業では以下の3点を事業終了後のあるべき姿として設定した。

- ① 関連する各データを連携し、蓄積する「こども統合データベース」の構築と活用ができている状態
- ② 佐渡市リスク判定モデルの構築ができている状態
- ③ 「こども統合データベース」上でモデルにて「支援の優先度」と「支援内容」を判断し、関係機関と連携した適切なアウトリーチ型支援の実施できている状態

1.2 実証事業の内容

佐渡市では、虐待、貧困を対象に以下 3 点に取り組んだ。

- ① 家庭・生活・医療・福祉等のデータを連携した「こども統合データベース」を活用により、リスクレベルに応じた支援判断
- ② 「縦の連鎖（世代を跨る事案）」「横の連鎖（現況世帯は異なるがジェノグラムを辿ると繋がりがああるケース）」に着目した特徴の整理
- ③ 佐渡市の特徴を踏まえ、地域との結びつきを重視した取組の立ち上げによる適切なアウトリーチ型支援の実施

これらを進めるための全体的な実施事項は下表の通り。

図表 1 - 2 本年度の実証概要（本年度実施する部分についての整理）

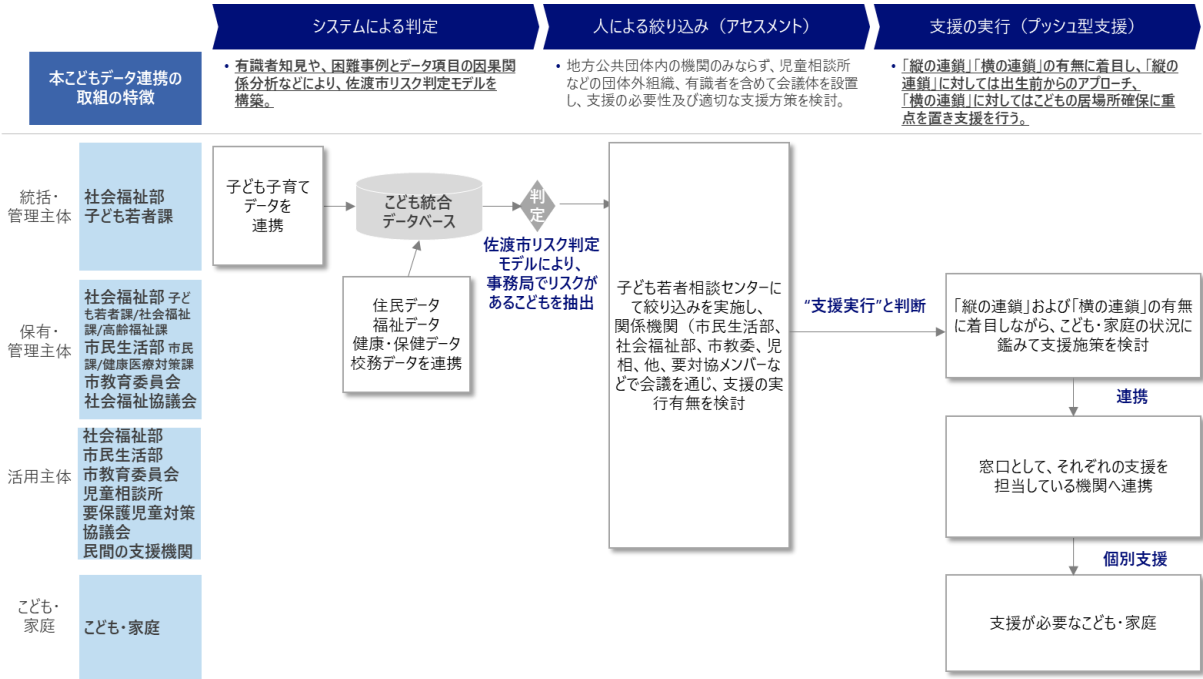
対象とする困難の類型	虐待、貧困 （不登校、ヤングケアラー、産後うつなどの困難の類型については連携データの状態を確認した上で判断）
実施事項	「こども統合データベース」では、家庭・生活・福祉・医療等の連携データを蓄積し分析を行う。構築したデータベースを活用し、佐渡市リスク判定モデルにより、「支援の優先度」と「支援内容」を判断し、関係機関と連携した適切なアウトリーチ型支援に取り組む。 特に佐渡市では「縦の連鎖」、「横の連鎖」に着目して分析や支援に取り組んだ。「縦の連鎖」に対しては出生前からのアプローチ、「横の連鎖」に対してはこどもの居場所確保に重点を置いた支援を行うことに注力した。
本年度末のゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する各データを連携し、蓄積する「こども統合データベース」の構築と活用ができている状態。 ・ 佐渡市リスク判定モデルを構築できている状態。 ・ 「こども統合データベース」上でモデルにて「支援の優先度」と「支援内容」を判断し、一部のこどもについて個別に支援を検討しつつ、将来的な支援機関との連携、支援の枠組み作りの方向性について示唆を得ている状態。
データ連携・支援の対象となるこどもの範囲	・ 学齢年齢 18 歳以下の市民（5,997 名）
連携するデータ項目の選定（2 章）	・ 現行業務の整理結果を元に、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（データ項目等に係る調査研究）」や「こどもデータ連携 基本連携データ項目（案）」とも比較しつつ、連携データ項目を決定。
判定基準の検討（3 章）	・ 「実証データ分析結果に基づく基準設計」に判定を実施することし、機械学習による、各困難類型とのデータ項目の関連度の高さを数値化する重みづけ、及びその重みを用いたリスク判定を実施することを検討。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4	・ 実証事業ガイドラインを参考に、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）の整理。

章)	
システムの構築 (システムの企画・構築、 判定機能の実装、安全管理措 置等) (5章)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・生活・福祉・医療等の連携データを蓄積し分析する「こども統合 DB」を構築する。構築したデータベースを活用し、佐渡市リスク判定モデルにより、「支援の優先度」と「支援内容」を判断して、関係機関と連携した適切なアウトリーチ型支援に取り組むためにこども統合データベースを構築。 ＊データの取得 (取り込み) ＊重みづけ ＊リスク判定 ＊対象者個人の詳細情報の表示 ＊データの管理
データの準備 (6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ情報のデジタル化や名寄せを行い、重みづけ用のデータ、リスク判定用のデータ、画面表示用のデータへ加工。
システムによる判定の実施 (7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・5,997名中に対して、対象者ごとに0～100の数値で算出。(100に近いほど当該困難類型の可能性が高いと推定。) ・各類型で高リスクと判定されたケースを抽出し、人による絞り込みへ。
支援に向けた人による 絞り込み (7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・困難類型のうち虐待について人による絞り込みを実施。 ・人による絞り込みの一次絞り込みとして、①未就園②不登校・不登校傾向③転入者に該当する児童を優先的に抽出。 ・一次絞り込みに該当しながら、支援・見守りを実施中でもない91名を支援優先度が高いと判定して調査を実施することし、実施中。
データ連携により把握したこ ども等に対する支援 (7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援優先度が高いと判定されたものの一部について、支援を実施した。

1.3 実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス

本年度の実証を通じて、図表 1-C で示す支援業務プロセスの実現を目指す。本支援業務プロセスでは、子ども若者課が持つデータに加え、市民生活部や社会福祉部、教育委員会が持つデータを統合し、こども統合データベースを作成する。データベースに登録されたデータを元にリスク判定を行い、リスク判定されたこどもについては、子ども若者相談センターが「縦の連鎖」、「横の連鎖」に着目しながら人による絞り込み（アセスメント）を実施する。要支援と判定されたこどもについて個別に支援を検討しつつ、将来的な支援機関との連携、支援の枠組み作りの方向性について検討した。

図表 1 - 3 本年度の実証を通じて実現を目指す、業務プロセスのイメージ



1.4 スケジュール・実施体制

1.4.1 スケジュール

本実証は、以下図表 1 - 4 の通りに実施した。

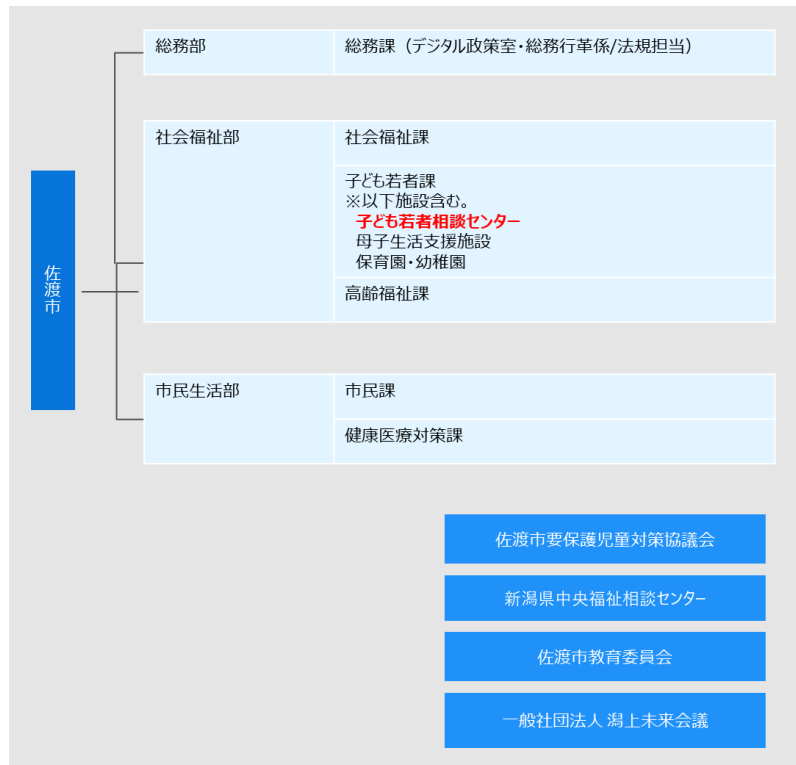
図表 1 - 4 本実証のスケジュール

大項目	小項目	2022年						2023年		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制の整備	実施体制 検討	→								
	データを取り扱う主 体の整理・役割分 担	→								
法的整備	個人情報に係る分 析と整理		→							
システム開発	仕様検討	→								
	設計		→							
	開発			→						
	データ連携のための 名寄せ・加工等				→					
効果検証・支援策 検討	検証方法設計			→						
	支援実施							▲リスク判定		
	支援方策の検討		→							
報告書作成	中間報告会資料 作成				→					
	成果報告書作成					→				

1.4.2 実施体制

本事業は図表 1 - 5 の体制で実施した。当市においてこどもと若者に関する福祉事業を担う社会福祉部子ども若者課、及びその配下で相談支援事業を担う子ども若者相談センターが中心となり、庁内外の関係各所に協力を依頼し、事業を実施している。

図表 1 - 5 本実証の実施体制



図表 1 - 6 データを扱う主体、役割

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	(庁内) ・ 社会福祉部 子ども若者課	データ項目の選定、分析手法の検討、データ管理手法の検討、判定、アウトリーチ型支援に向けたデータ利用、管理等を行う。
保有・管理主体	(庁内) ・ 社会福祉部 子ども若者課 ・ 同 社会福祉課 ・ 同 高齢福祉課 ・ 市民生活部 市民課 ・ 同 健康医療対策課 (庁外) ・ 佐渡市教育委員会 ・ 新潟県中央児童相談所 佐渡駐在所	必要なデータの特定・抽出・提供、データの取得・提供方法の整理等を行う。
分析主体	(庁内) ・ 社会福祉部 子ども若者課 子ども若者相談センター	データ分析 (システムによる判定、人による絞り込み)、早期発見ロジックの作成等を行う。
活用主体	(庁内) ・ 社会福祉部 子ども若者課 ・ 同 社会福祉課 ・ 市民生活部 健康医療対	総括管理主体より提供を受けた情報を一助として、アウトリーチ型支援を実施する。

	策課 (庁外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市教育委員会 ・ 新潟県中央児童相談所 佐渡駐在所 ・ 佐渡市要保護児童対策協議会 ・ 一般社団法人潟上未来会議 	
--	--	--

体制上、データを扱う主体、役割以外として、以下が存在する。参画事業者として富士通株式会社、その再委託先として富士通 Japan の 2 社が存在し、総括管理主体でもあり分析主体でもある子ども若者課、子ども若者相談センターの全般的な事務補助を行っている。具体的には、以下の作業を行った。

- ・ 実施体制・管理主体・法的整理の検証、データ連携による判定機能の検証、プッシュ型支援の検証
- ・ 検証の実施に当たり必要となるシステムの構築・運用

あわせて、有識者という立場で、一般社団法人ジェイスに協力を仰いでいる。こちらは、ハイリスクのこども、家庭への早期アプローチと予防的アプローチの実現に向けた地域連携の仕組みづくりに向けた、市内関係者参加型のワークショップ実施運営やフィードバックという形で支援をいただいた。

当該ワークショップについては、9月上旬に、市内でこどもの育ちに関わる約 70 名に渡る多様なメンバー参加のもと、現状の支援や課題、10 年後を見据えた支援の在り方を考えるものとして実施し、「地域単位でのこども子育て会議の実現」という具体的な実現策を抽出できた。2 月には庁外関係者（学校長・保育園長・民間団体代表等）に参集いただき、ワークショップおよび実証事業の報告会を実施。多くの関係者に参加いただき、定量分析の有用性やアウトリーチ支援の必要性、政策目的への共通理解を持つことで、今後の市内関係者の巻き込み・体制づくりの土壌ができた。地域単位での子ども・子育て会議へ発展させ、地域ぐるみでのアウトリーチ型支援・ポピュレーションアプローチへ繋げていきたいと考えている。

図表 1 - 7 ワークショップおよび報告会の概要

地域ごとのワークショップ実施による連携体制の構築



■ 実施概要

佐渡市の地域課題や地域資源を把握することを目的に市内を7地域に分けてワークショップ（フォーカスグループインタビュー）を実施。

■ 参加者属性

小・中・高等学校・特別支援学校（校長、教頭、養護教諭等）、保育園、児相、医師、保健師、栄養士、臨床心理士、社会福祉士、保育士、民間の支援機関等の約70名。

ワークショップ振り返りと事業説明報告会の開催



定量データに基づく傾向分析

- 相談継続年数に比例して、該当困難個数が増加
- 生まれる前から支援の必要な世帯からの相談が多く、その場合の相談継続年数は長い
- 早期に終結するケースは連鎖の発生率が低い

■ 実施概要

ワークショップの振り返り、実証事業の目的、連携データの分析状況、今後の展望の共有。

■ 効果

データ連携によるリスク判定の内容に加え、定量データに基づく佐渡市の相談傾向をお見せすることで、組織の壁を越えた連携や早期発見・アウトリーチ型の必要性に対する共通理解を醸成する場となった。

地域単位での子ども・子育て会議へ発展させ、地域ぐるみでのアウトリーチ型支援・ポピュレーションアプローチへ繋げていきたい

当初事業計画からの変更点としては、以下2点がある。1点目、保有・管理主体に関して、一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会より医療関係の情報の提供を受けることを計画したが、本事業での情報提供取得は見送りとした。2点目、活用主体について、当初計画時点では対象者のアセスメントに携わることであり、この対象者のアセスメントについて、人による絞り込み（※7章参照）を含むか否かは追って検討することとしていたが、データの適切な取扱いを鑑み、いわゆる人による絞り込みは専ら分析主体のみで実施することとし、したがって当初計画の「対象者のアセスメント」には人による絞り込みを含まず、アウトリーチ型支援の検討に必要な評価作業、として扱うものとした。

1.5 本実証に要する費用

今年度の実証事業費用は、総額で 79,970,000 円（税込み）であった。内訳は下表のとおり。なお、検証の実施に当たり必要となるシステムについてはすべて新規に構築したものである。

図表 1 - 8 本実証の見積費用

No.	区分	費用項目	費用概算（税込み）
1		実施体制・管理主体・法的整理の検証、データ連携による判定機能の検証、プッシュ型支援の検証	-
	1-1	データ連携により発見した潜在的に支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費	3,483,700 円
	1-2	効果の検証等に必要な経費	10,182,700 円
	1-3	本事業の実施にあたり直接必要となる経費	11,595,100 円
2		検証の実施に当たり必要となるシステムの構築・運用	-
	2-1	統合データベース構築：現地インフラ構築	4,743,200 円
	2-2	統合データベース構築：本番データ連携	26,063,400 円
	2-3	統合データベース構築：BI ツール構築	16,019,300 円
	2-4	統合データベース構築：HW・SW 費用	7,882,600 円
合計			79,970,000 円

第2章 連携するデータ項目の選定

2.1 必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

<当初データ連携に必要と考えられたデータ項目の概要>

本実証では、先に示した通り、

- ・ 家庭・生活・医療・福祉等のデータを連携した「こども統合データベース」の活用により、リスクレベルに応じた支援判断
- ・ 「縦の連鎖（世代を跨る事案）」「横の連鎖（現況世帯は異なるがジェノグラムを辿ると繋がりがああるケース）」に着目した特徴の整理

を行うものとした。

ここで、当初の計画において、家庭・生活・医療・福祉に関する連携データ項目とは、過年度の実証事業の成果物や外部の方の助言を参考に、また独自に行う「縦の連鎖」「横の連鎖」に関する整理が実現できるよう、以下の事務・情報を連携データ項目の候補として仮置きし、実証における検討、及び取得可能性に関する調査を通じて絞り込んでいく形をとった。

【当初の計画において連携データ項目の候補とした事務・情報】

(佐渡市の市長部局内で取り扱っている事務・情報)

- 1) 家庭環境に関する情報
 - ・ 住民記録
- 2) 福祉に関する情報
 - ・ 児童手当
 - ・ 児童扶養手当
 - ・ こども医療費助成
 - ・ ひとり親家庭医療費
 - ・ 生活保護
 - ・ 障がい者(児)通所支援
 - ・ 母子保健
 - ・ こども・子育て支援
 - ・ 障がい者福祉
 - ・ 介護保険
- 3) 税・保険料に関する情報
 - ・ 市民税
 - ・ 収滞納

4) 未就学児の通園に関する情報

- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園の通園情報

(佐渡市の市長部局外で取り扱っている事務・情報)

- 5) 教育に関する情報
 - ・ 校務支援
 - ・ 学齢簿
- 6) 福祉に関する情報
 - ・ 児童相談
- 7) 医療に関する情報
 - ・ 医療介護情報

また、上記の他、システムで記録しない相談記録やこどもアンケート情報などを活用することと
していた。

<連携データ項目の検討の進め方>

上記の当初計画を元に、まず現行業務を整理し、リスクのあるこども・家庭を担当職員が認知
するのに、どのようなデータを参照しているかを一覧として整理した。

これらを元に、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（データ項目等に係る
調査研究）」や「こどもデータ連携 基本連携データ項目（案）」とも比較しつつ、連携データ
項目の候補を定めた。

<必要なデータ項目についての、データの保有状況の調査方法や情報のデータ化に係る方針>

データの保有状況の調査については、各連携データ項目の候補ごとに、あらかじめデータを保
有している主体にあたりをつけ、保有しているか、提供できるか、と照会する形で実施した。一
部のアナログ情報については、リスク判定、画面表示などの用途に必要な事項を検討し、デジタ
ル化することとした。（詳細は 6.1 章）また、データの取得手続きについては、4 章の通り作業を行
った。

2.2 データ項目の選定結果

ここまで検討内容を踏まえ、連携するデータ項目は以下表の通りとした。システムによる判定での分析の対象とする類型は、虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害とする。

表 2 - 1 データ項目の選定結果

No	連携したデータ項目	保有・管理主体	本事業におけるシステム等での保存期間
1	乳幼児健診の受診実績	健康医療対策課	2023 年度末
2	乳幼児健診の受診結果 (低体重)	健康医療対策課	2023 年度末
3	予防接種の接種実績	健康医療対策課	2023 年度末
4	乳幼児健診の受診結果 (歯科検診)	健康医療対策課	2023 年度末
5	健やか親子 2 1 アンケート (3 か月)	健康医療対策課	2023 年度末
6	健やか親子 2 1 アンケート (1 歳 6 か月)	健康医療対策課	2023 年度末
7	健やか親子 2 1 アンケート (3 歳)	健康医療対策課	2023 年度末
8	養育医療申請情報	健康医療対策課	2023 年度末
9	母子手帳交付	健康医療対策課	2023 年度末
10	若年出産	健康医療対策課	2023 年度末
11	母子保健_訪問結果情報	健康医療対策課	2023 年度末
12	産婦一般健診【1 か月】	健康医療対策課	2023 年度末
13	乳児一般健診	健康医療対策課	2023 年度末
14	保育料滞納	子ども若者課	2023 年度末
15	園の入所状況	子ども若者課	2023 年度末
16	幼児療育支援教室	子ども若者課	2023 年度末
17	学校在籍状況	学校教育課	2023 年度末
18	出欠席状況 (年間欠席日数、不登校傾向)	学校教育課	2023 年度末

19	心の健康チェックアンケート	学校教育課	2023 年度末
20	身体障害者手帳	社会福祉課	2023 年度末
21	療育手帳	社会福祉課	2023 年度末
22	精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課	2023 年度末
23	障害児通所支援	社会福祉課	2023 年度末
24	特別児童扶養手当 受給状況	社会福祉課	2023 年度末
25	放課後デイサービス利用	社会福祉課	2023 年度末
26	介護認定情報	高齢福祉課	2023 年度末
27	医療費助成受給状況 (ひとり親)	子ども若者課	2023 年度末
28	医療費助成受給状況 (障がい者)	社会福祉課	2023 年度末
29	自立支援医療制度 (精神通院医療)	社会福祉課	2023 年度末
30	生活保護受給状況	社会福祉課	2023 年度末
31	住基台帳情報	市民課	2023 年度末
32	国籍コード	市民課	2023 年度末
33	支援措置対象者情報	市民課	2023 年度末
34	受給状況 (児童扶養手当)	子ども若者課	2023 年度末
35	相談履歴 (要対協歴)	子ども若者課	2023 年度末
36	相談履歴 (家庭児童相談記録)	子ども若者課	2023 年度末
37	相談履歴 (一時保護歴)	子ども若者課	2023 年度末
38	周産期該当リスト	健康医療対策課	2023 年度末
39	出生時届出状況	健康医療対策課	2023 年度末

なお、当初計画の段階では、税務関係情報を利用することも検討したが、税務関係情報には地方税法で定められた守秘義務が存在するところ、本件用途、すなわち子どもや家庭に関する様々なリスクについて、その有無が定かでない者やリスクが低い者を含む、あらゆる子どもや家庭を対象にしたスクリーニング等を行うための材料の一つとするような用途では、当該守秘義務が解除されないとの結論に至り、税務関係情報を連携データ項目に加えることを見送った。

第3章 判定基準の検討

判定基準に関しては、本実証では「実証データ分析結果に基づく基準設計」を行うこととした。具体的に活用した分析手法については以下の通り。

<活用した分析手法とその理由／分析結果の評価>

- ・分析手法、分析結果の評価の方法については、機械学習を活用し、以下の①・②の手順で分析することとした。

①困難類型（虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害）ごと、及びいずれかの困難に該当するケース（困難全体と呼称し、1つの困難類型であるかのように扱うこととする。）について、当該困難類型に該当する既知のこども・家庭のデータを機械学習させ、各連携データ項目またはその組合せについて、それぞれ重み（≒いわゆる影響度、関連度）の値を算出する。すなわち、いずれのデータ項目またはその組合せについて、重みの値が大きいか（＝当該困難類型への影響度が大きいか、あるいは、そのデータ項目またはその組合せの条件にあてはまる場合に、困難に該当するのではないかと予測されやすいか）を算出、比較する。

算出した値については、分析主体に属する職員の間から見ても妥当であるか確認し、必要に応じて補正する。

②①で算出した重みの値を取り込んだAIを再度活用し、佐渡市の0~18歳を対象者として、対象者の連携データ項目を元に、虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害、困難全体に該当する可能性の高さを数値で算出（＝システムによる判定の結果。詳細は7.1章）する。

数値の高い対象者について、全体の算出結果を元に何らかの基準を定め、分析主体に属する職員の間で、支援・見守り実施や会議体への連携など後続の支援プロセスに繋げるか否かを判断する。（＝人による絞り込み。詳細は7.2章）

- ・上記の分析手法を選択した理由としては、現行業務を踏まえた暗黙知が見える化し、継承しやすくすることが期待された点がある。なお、上記の分析手法の他に、重回帰分析によりリスク判定を行う手法を比較検討したが、前記手法であれば重みという形で各連携データ項目またはその組合せについての検証も可能であることから、上記手法で実施することとした。

判定に用いるデータ項目は、連携データ項目同様、現行業務の整理結果を元に、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（データ項目等に係る調査研究）」や「こどもデータ連携 基本連携データ項目（案）」とも比較しつつ、連携データ項目の候補を定めた。

図表 3 - 1 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	データ型	データ項目説明	判定に用いた理由
学齢年齢	住記データほかから学齢年齢をセット	数値型		虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害との相関が見込まれる事項として、現行業務の分析結果及び他の事例を踏まえて判断。
初回相談年齢	相談記録から初回相談日時点での年齢をセット、相談年齢が NULL の場合は 999 とする	数値型		同上
国籍（外国人）	世帯の中に「住民種別」が「外国人」になっている世帯員がいる場合は 1、それ以外は 0	Boolean		同上
支援措置	世帯の中に「支援措置あり」の世帯員がいる場合は 1、それ以外は 0	Boolean		同上
異動履歴（転入）	住記データにおいて住定事由が“転入”の場合 1 それ以外は 0	Boolean		同上
妊娠届（妊娠週数）	妊娠週数をセット NULL の場合は 0 とする	数値型		同上
母子保健（EPDS）	EPDS の値をセット NULL は 0	数値型		同上
母子保健（EPDS）10 番該当	EPDS 10 番該当がある人は 1 それ以外は 0	Boolean		同上
母子保健（BABY）	BABY の値をセット NULL は 0	数値型		同上
若年出産	若年出産（19 歳以下）で出産した子どもである場合は 1 それ以外は 0	Boolean		同上
乳幼児健診（未受診）	乳幼児健診の受診実績で、受診日の最大値が NULL の子供（未受診）は 1、それ以外は 0	Boolean		同上

予防接種（未受診3歳）	予防接種未接種者（3歳）に該当する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
予防接種（未受診小2）	予防接種未接種者（小2）に該当する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
歯科検診（虫歯1歳6か月）	幼児歯科検診（1_6歳）.むし歯 = "あり" の場合 1 それ以外は 0	Boolean		同上
歯科検診（虫歯3歳）	幼児歯科検診（3歳）.むし歯 = "あり" の場合 1 それ以外は 0	Boolean		同上
発育（低体重1歳6か月）	1歳6か月で 肥満度（カウプ指数）が -15%以下の場合 は 1 それ以外は 0	Boolean		同上
発育（低体重3歳）	3歳で 肥満度（カウプ指数）が -15%以下の場合 は 1 それ以外は 0	Boolean		同上
アンケート3か月	健やか親子21アンケート（3_4か月）でどれかに該当する場合1、それ以外は0	Boolean		同上
アンケート1歳6か月	健やか親子21アンケート（1_6歳）でどれかに該当する場合1、それ以外は0	Boolean		同上
アンケート3歳	Q_健やか親子21アンケート（3歳）でどれかに該当する場合1、それ以外は0	Boolean		同上
養育医療（受給）	過去に、養育医療を受給したことがある場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
生活保護（受給）現在	世帯の中に生保受給者で現在いずれか受給したことがある場合は1、そうでなければ0 終了	Boolean		同上

	日が入っていないもの			
生活保護（受給）過去	世帯の中に生保受給者で過去いずれか受給したことがある場合は1、そうでなければ0	Boolean		同上
保育料（滞納）	保育料滞納リストに該当のこども住民コードが存在すれば1、それ以外は0	Boolean		同上
身体障がい者手帳（こども）現在	身体障害者手帳. 識別コードに存在すれば1、それ以外は0	Boolean		同上
精神障がい者手帳（こども）	精神障害者手帳. 識別コードに存在すれば1、それ以外は0	Boolean		同上
療育手帳（こども）現在	療育手帳. 識別コードに存在すれば1、それ以外は0	Boolean		同上
身体障がい者手帳（世帯）現在	世帯の19歳以上の世帯員に身体障害者手帳を持ったことのある人が存在する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
精神障がい者手帳（世帯）	世帯の19歳以上の世帯員に精神障害者手帳を持ったことのある人が存在する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
療育手帳（世帯）現在	世帯の19歳以上の世帯員に療育手帳を持ったことのある人が存在する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
障がい児通所支援	障害児通所支援にレコードが存在する存在する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
特別児童扶養手当	世帯の中に特児扶にレコードが存在	Boolean		同上

	する場合は1, それ以外は0			
要介護認定	同一世帯の中に、介護保険認定を受けた世帯員がいるかつ 要介護3、4、5	Boolean		同上
ひとり親医療	同一世帯の中に、ひとり親の対象者がいる場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
自立支援精神医療（こども）	自立受給者に宛名が存在したら1、それ以外は0	Boolean		同上
自立支援精神医療（世帯）	世帯の19歳以上の世帯員が自立受給者に存在する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
障がい者医療（こども）	医療費助成（障がい者）受給者に本人が存在する場合1、それ以外は0	Boolean		同上
障がい者医療（世帯）	世帯の19歳以上の世帯員に医療費助成（障がい者）受給者がいる場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
児童扶養手当	同一世帯の中に、手当を受けた人がいたら1、それ以外は0	Boolean		同上
不登校傾向	年間欠席日数（小中）にエントリされたことがある人は1、それ以外は0	Boolean		同上
アンケート（こころ不調）	本事業では0をセット	Boolean		同上
支援記録（こども）	相談履歴（要対協歴）に本人のエントリが存在する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上
支援記録（世帯）	世帯の19歳以上の世帯員に過去の相談履歴（要対協歴）にエントリが存在する場合は1、それ以外は0	Boolean		同上

一時保護（こども）	措置入所者リストに本人が存在する場合 1、それ以外は 0	Boolean		同上
一時保護（世帯）	世帯の 19 歳以上の世帯員に措置入所者リストに存在する世帯が合は 1、それ以外は 0	Boolean		同上
幼児療育支援教室	教室の利用者リストにあったら 1 無ければ 0	Boolean		同上
特定妊婦世帯	「特定妊婦」認定されている世帯員がいる場合は 1、それ以外は 0	Boolean		同上
要支援妊婦世帯	要支援妊婦である世帯員がいる場合は 1、それ以外は 0	Boolean		同上
多子世帯	世帯の中で、学齢年齢 18 歳以下の方が 3 人以上存在する場合は 1、それ以外は 0	Boolean		同上
高齢出産	高齢出産（35 歳以上）で出産したこどもある場合は 1、それ以外は 0	Boolean		同上

第4章 個人情報の適正な取扱いに係る整理

4.1 個人情報の取扱いに係る法的整理

4.1.1 法的整理にあたっての検討事項

個人情報保護法への対応に当たり、実証事業ガイドラインを参考に、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）の整理を実施した。各検討事項と結果は 4.1.3 章に記載する。なお、実証事業ガイドラインの対応は下表の通り。

図表 4 - 1 実証事業ガイドラインに照らし合わせた各項目に対する検討

検討項目	検討内容	
5.4 個人情報の取扱いに応じた整理	個人情報保護、プライバシー保護の観点での対応のチェックシートの作成を検討中。	
5.5 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点	データガバナンス体制に基づく個人情報等の取扱いの整理	個人情報総括責任者（副市長）を定義済み。
	利用目的の明示	実証事業の期間においては、「相当な理由」に基づく臨時的な目的外利用（個人情報保護法第69条第2号、3号）に基づくデータ取得であることを整理。
	個人情報ファイル簿の作成	作成しホームページで公開した。
	漏えい・滅失・き損した際の対応、苦情処理	既存の個人情報保護規定に基づいて対応予定。
	開示、訂正、利用停止請求	既存の個人情報保護規定に基づいて対応予定。
	地方公共団体に置く審議会等への諮問	新たに取得する個人情報がないことから対象外。
5.6 安全管理措置	組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を図表 4 - 5 の通り整理した。	
5.7 自己点検及び監査	個人データの取り扱いに関する自己点検および監査の実施方法を検討中。	
5.8 個人情報の取扱いの委託	業務委託による個人情報を含む連携データの庁外持ち出しは行わず、参画事業者は契約に基づきデータハンドリング・データ分析を支援するのみとした。	
5.9 プライバシーの保護	不正アクセス対策、内部不正対策、本人影響対策を検討の上、プライバシーの保護への対応に関する取組みについては、今後の各年度の事業開始時に見直すことを予定している。	

4.1.2 法的整理の進め方・体制

保有・管理主体からの連携データ取得にかかる法的整理の検討にあたっては、庁内の法規担当部門との協議により 4.1.1 章に記載する法的整理観点を明確化し、観点の整理に当たっては、確認観点を各データ保有主体へ課長決裁により照会するプロセスで整理した。データ取得及び取得したデータの取扱いにかかる安全管理措置については、庁内の情報セキュリティ担当部門との協議により整理した。

4.1.3 法的整理の結果

① 個人情報の取扱いに応じた整理

検討項目、検討事項、検討結果を下表の通りに整理した。

図表 4-2 検討項目とその結果等

検討項目	検討事項・検討結果
法令の定める所掌事務又は業務の整理	地方公共団体が個人情報を保有する場合、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定しなければならないと規定されている（個人情報保護法第61条第1項）が、本取組においては実証事業における「相当な理由」に基づく臨時的利用（同法第69条第2号、3号）に該当することを整理した。
個人情報の保有状況に応じた整理手法	本実証事業で地方公共団体が新たに取得する個人情報は無いため、既に取得している個人情報の取扱いに特化して検討事項とした。 本事業は期間限定の実証事業であることかつ、「地方公共団体が、支援を必要としていると考えられるこどもや家庭へ早期の支援を実現するために個人情報を利用する」という「相当な理由」があることから、個人情報保護法第69条第2号、3号に基づき、既に取得している個人情報を利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を臨時的に行うことが可能であると整理した。 令和5年度の実証事業においては、本取組の実施により地方公共団体が新たに取得する個人情報は無いことから、個人情報保護審議会への諮問は実施しなかった。
利用目的の特定における整理事項	地方公共団体が個人情報を内部利用及び外部提供するに当たっては、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的はできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第61条第1項）ことから、表4-Bのとおり検討を実施した。
利用目的の変更	本事業は期間限定の実証事業であることかつ、「地方公共団体が、支援を必要としていると考えられるこどもや家庭へ早期の支援を実現するために個人情報を利用する」という「相当な理由」があることから、個人情報保護法第69条第2号、3号に基づき、既に取得している個人情報を利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を臨時的に行うことが可能であることを整理しており、利用目的の変更は不要であることから検討対象外。ただし、今後恒常的に本取組を継続する場合はこの限りではない。
法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供	本事業の取組では、法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を行ったものはない。

利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当な理由がある場合）	<p>「支援を必要としていると考えられる子どもや家庭へ早期の支援を実現するために個人情報を利用する」社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることを確認したうえで、以下①～④観点を検討事項とした。</p> <p>①当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること →検討結果：期間限定の臨時的な取組であることを整理した。</p> <p>②法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること →検討結果：データ項目を必要最小限の範囲で選定した。</p> <p>③当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があること →検討結果：地方公共団体が、支援を必要としていると考えられる子どもや家庭へ早期の支援を実現するために個人情報を利用する」という「相当な理由」があることを整理した。</p> <p>④本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと →検討結果：実証事業における個人データ管理体制（4.2.1章）、プライバシー保護の取組（4.3章）、安全管理措置(5.6章)を整理した。</p>
利用目的以外の目的のための外部提供（統計作成・学術研究等）	該当しないため検討対象外。
利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（本人同意の場合）	該当しないため検討対象外。

- ② データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）の整理
個人情報の取扱いにあたって整理すべき事項と整理結果を下表の通りに整理した。

図表4-3 個人情報の取扱いにあたっての整理結果

区分	個人情報の取扱いにあたって整理すべき事項	整理結果
取り扱う主体	データ連携に参画する機関・部署の特定や、責任主体を明確化すること。	データ連携に参画する機関・部署を特定した上で、総括管理主体、分析主体、保有・管理主体、活用主体に分類し、役割を明確にした。
情報項目	住民基本台帳情報等の単位で整理するのではなく、氏名、生年月日、性別等情報項目を特定すること。	連携データ項目の選定に当たっては、情報項目単位で特定した。
保有・管理主体	元の情報をどの機関・部署が取得していたかについて整理すること。	連携データ項目単位で保有・管理主体を整理した。
取得方法	提供元である保有・管理主体等から、どういった方法で取得するかを整理すること。（不適正取得がなされないように整理すること。（個人情報保護法第64条））	「相当な理由」に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供にあたることを整理した。

取扱い方法	具体的にどのように内部利用及び外部提供されるのかについて整理すること。(その際、「データを取り扱う主体の整理・役割分担」に記載する機能で整理し、不適正利用なされないように整理すること。(個人情報保護法第63条)	内部利用及び外部提供されたデータの利用者を総括管理主体及び分析主体に限定した。
利用目的	具体的な利用目的を整理するにあたって、法令の事務としてどのような利用目的とされているかを確認すること。取り扱う目的について内部利用及び外部提供の観点で整理すること。	実証事業で連携するデータは保有・管理主体の各事務の目的で既に収集した個人情報であることを前提とし、本実証事業においては保有個人情報の目的外利用にあたることから、目的外利用に必要な「相当な理由」を整理した。また、各事務の根拠法令等の確認により、当該データ項目の提供にかかる罰則規定に該当しないことを確認した。
取り扱う必要性	政策全体としての重要性や合理性等について整理すること。	地方公共団体が、支援を必要としていると考えられるこどもや家庭へ早期の支援を実現するという政策的重要性及び、実証事業以降の政策的展望を整理した。
安全管理措置	安全管理措置について整理されていること。(漏えい等の防止、セキュリティ対策等)	佐渡市情報セキュリティポリシーに準拠する形で安全管理措置を整理した。(詳細は5.6章)
本取組の対象となるこどもや家庭への周知	利用目的の明示・公表の方法(HP上の公表や本取組の対象となるこどもや家庭への説明等)について整理すること。	個人情報ファイル簿を作成し、HP上で公表した。

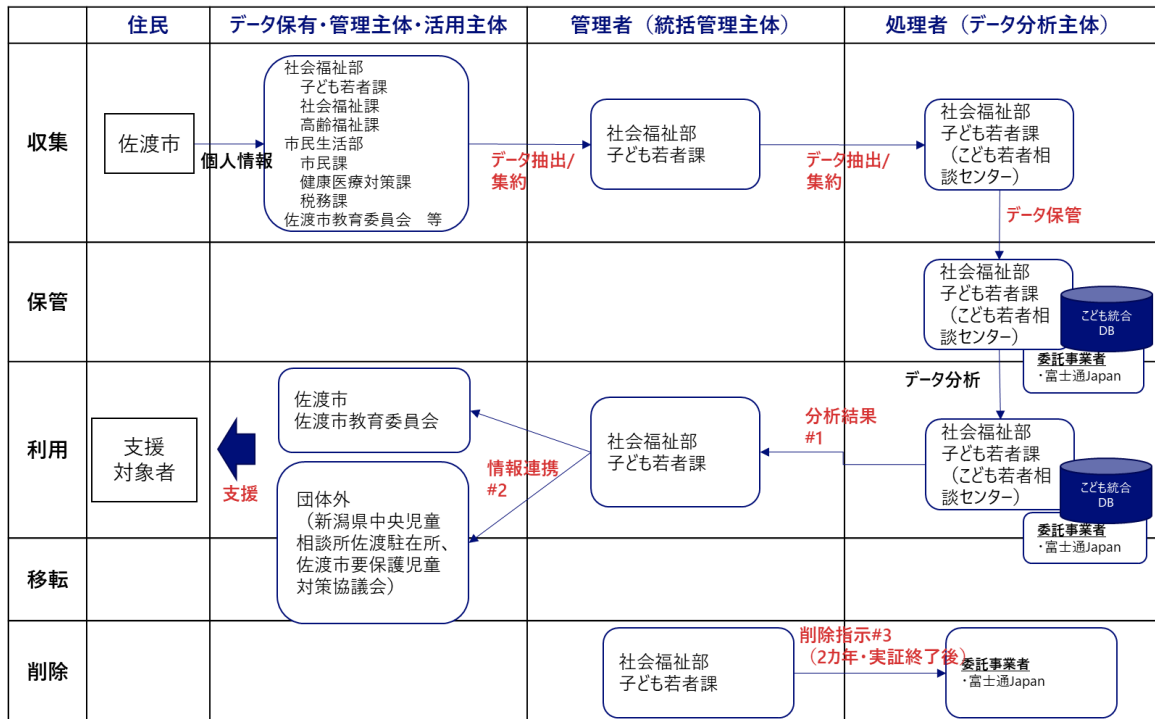
4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点

4.2.1 実証事業における個人データ管理体制

令和4年度実証事業ガイドラインに基づきデータを取り扱う主体と役割を整理した。各保有・管理主体から取得する連携データは総括管理主体である社会福祉部子ども若者課が管理・利用することとして整理し、佐渡市情報セキュリティ対策基準に則り情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者を定めている。実証事業の特性上、新規の検討事項が多数あることから、とりわけデータ項目の選定、分析手法、データ管理手法についてはデジタル政策室と連携の上、方針を決定し、個人情報を含む連携データの取得方法については法規担当部署と連携の上、方針を決定した。また、第5章に記載の通り安全管理措置を実施しているが、万が一インシデントが発生した際の対応については、個人情報総括責任者及び最高情報セキュリティ責任者（共に副市長）の管理下において全庁的な対応を取る体制を整備している。

なおシステム開発作業にかかる参画事業者によるデータの取扱いについて、個人情報を含む連携データの庁外持ち出しは行わず、データハンドリング・データ分析を支援するのみとした。

図表4-4 個人データ処理の業務フロー図



4.2.2 実証事業で利用する個人データと管理状況

個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、本実証事業で取り扱う個人情報に対しては個人情報ファイル簿を作成し、HP

に公開している。取り扱う個人情報、本実証の目的を達成するための必要十分なデータ項目に限定する。なお、実証事業である特性上、初年度の実証結果を踏まえた次年度以降の精度向上の取組実施が想定されるが、その際に取り扱う個人情報のデータ項目の変更がある場合は都度個人情報ファイル簿も更新する必要がある。

また、安全管理措置の取組として、前項までに整理した内容、及び、佐渡市情報セキュリティポリシーを踏まえ、組織的、人的、物理的、技術的な観点から、それぞれ以下の通り安全管理措置を実施するものと決定し、実施した。

図表 4 - 5 安全管理措置の実施

組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副市長である最高情報セキュリティ責任者(CISO)を長とした体制が構築しており、組織的にインシデント対応の体制が構築され、インシデント発生時には最高情報セキュリティ責任者(CISO)に報告する運用としている。
人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施している。 ・ 参画事業者において情報管理、情報セキュリティに関する教育を実施している。
物理的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども統合データベースを搭載したサーバについて、管理区域下に配置し入退室を許可された者のみに制限する入退室管理を行う。
技術的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスコントロールとして、こども統合データベースへアクセスできる者を、困難を抱えるこども・家庭の支援業務に従事する職員に限定した。 ・ 当該職員がシステムを利用する際の認証を、生体認証を含む多要素認証で行う。

4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な取組み

個人情報を取り扱う上で、改正個人情報保護法上で求められる対応に加え、プライバシー保護の取組として、当初予定の通り以下の取組を実施した。

- 不正アクセス対策

総括管理主体は各関係主体の個人情報に関する取扱い遵守状況を確認し、アクセスログ等も踏まえた監督及び必要に応じた改善指示。

実証用のサーバ機器にアクセス可能な端末は実証専用端末のみとなるような通信制御の実施。実証システムの利用ユーザーをごく限定的な職員のみとしたユーザー制御の実施。

また、当初予定には含まれていなかったが、内部不正リスク及び機械学習によるデータ分析を行う実証事業の特性を踏まえ、リスク判定結果による本人影響リスクを考慮し、以下の取組を実施した。

- 内部不正対策

全職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修の実施。

- 本人影響リスク対策

リスク判定結果をうのみにせず、人によるアセスメントを十分に実施した上での支援要否判断の実施。リスク判定をきっかけに新規に見守り等の支援を行うことになる場合、リスク判定結果による個人のプロファイリングに繋がらないよう、リスク判定をきっかけに支援対象になった児童であることは伏せる等の対策検討。

また、プライバシーの保護への対応に関する取組みについては、今後の各年度の事業開始時に見直すことを予定している。

第5章 システムの構築

5.1 システムの概要

前項までの内容を踏まえ、本事業で構築するシステムの概要は以下の通りとした。

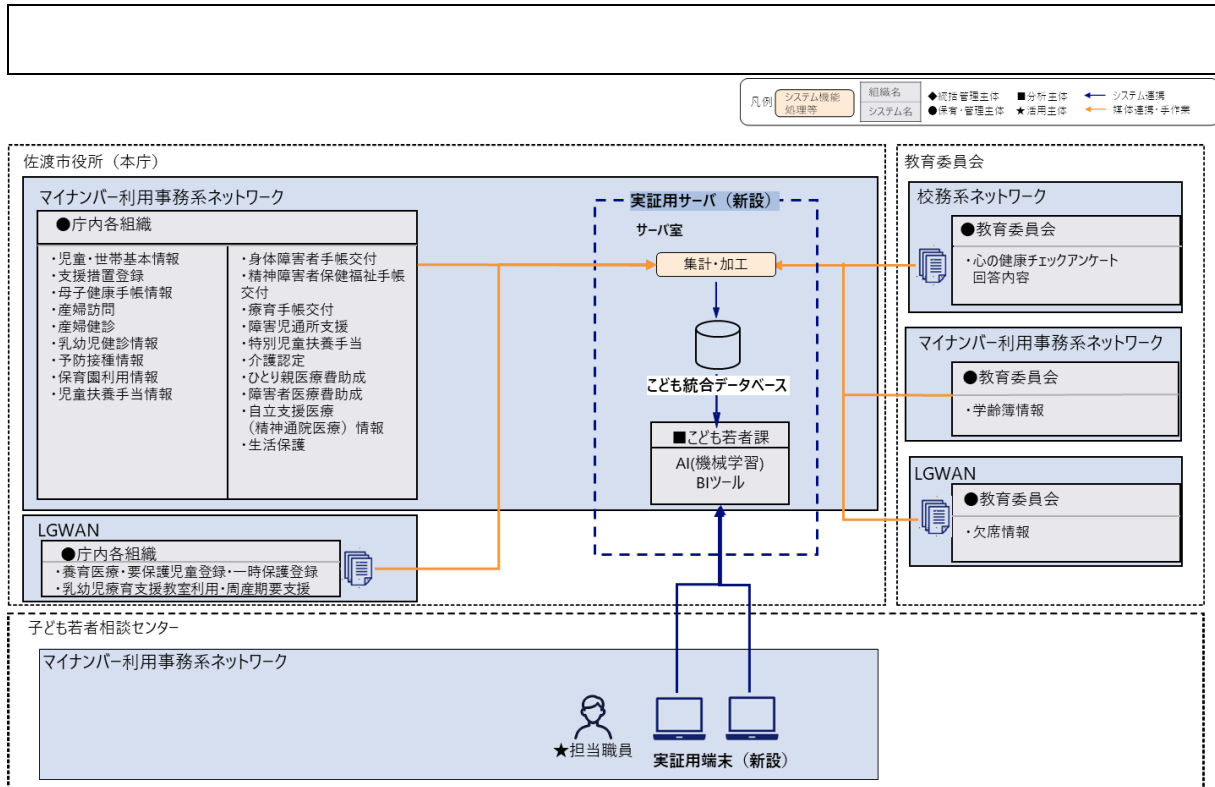
図表5 - 1 システムの概要

システム名	こども統合データベース
機能概要	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭・生活・福祉・医療等の連携データを蓄積し分析する「こども統合データベース」を構築する。構築したデータベースを活用し、佐渡市リスク判定モデルにより、「支援の優先度」と「支援内容」を判断して、関係機関と連携した適切なアウトリーチ型支援に取り組む。・ このために、以下のような仕組みを具備するものとした。<ul style="list-style-type: none">*データの取得（取り込み）*重みづけ*リスク判定*対象者個人の詳細情報の表示*データの管理
システム企画の設計にあたり留意・工夫した事項、システムの特徴等	<ul style="list-style-type: none">・ システムによる判定に対して、その判定の理由（後述の重みづけ）が妥当であるか、職員目で確認しやすい仕組みとした。これにより、システムによる判定の妥当性をブラッシュアップさせやすいものとした・ 職員が適切な範囲（5.5章参照）で対象者の情報を見やすい仕組みとし、判断や支援へのアクションが円滑になるようにした。

5.2 データ連携方式(システム構成)

データ連携の方式、システム構成は下図の通りとした。

図表 5 - 2 本年度の実証に係るシステム構成



こども統合データベースにデータを取り込むにあたっては、各システムから EUC によりファイル形式で取得し、別途、「重みづけ用のデータ」「リスク判定用のデータ」等の用途別にファイルレイアウトを整形した上で、こども統合データベースに取り込んでいる。なお図中の矢印のうち媒体連携については USB を利用している。データ連携の頻度については、テスト的な検証実行や実際の検証実行時などで、追加・修正が生じたものについてのみ取り込むなど、都度の連携とした。

5.3 データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能

前項までの内容を踏まえ、

- ・データの取得（取り込み）
- ・重みづけ
- ・リスク判定
- ・対象者個人の詳細情報の表示
- ・データの管理

といった機能を中心に、こども統合データベースは以下のシステム機能要件を持つものと整理した。

図表 5 - 3 システム機能要件

No	機能分類		要件概要
	大分類	小分類	
1	認証	ログイン	ユーザー ID、パスワードでログインできること。
2	認証	パスワード変更	パスワードを変更できること。
3	認証	ログアウト	ログアウトできること。
4	データ取得	重みづけ用データ取得	虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害という各困難の類型について該当する対象者及び、何らかの困難があり相談履歴のある対象者（困難全体の該当者）についての、各連携データ項目の値をシステムへ取り込めること。
5	データ取得	リスク判定用データ取得	リスク判定対象者全数についての、各連携データ項目の値をシステムへファイルから取り込めること。
6	データ取得	画面表示用データ取得	個人詳細情報画面に表示するデータをシステムへファイルから取り込めること。
7	重みづけ	虐待についての重みづけ	連携データ項目の各項目、あるいは複数の項目の組合せのうち、いずれの項目／項目の組合せ、虐待に該当する可能性が高いとみられるか、項目／項目の組合せごとに関連性の高さをウェイト値として数値化、算出できること。（重みづけを行えること。）
8	重みづけ	貧困についての重みづけ	貧困に該当する可能性の高さについて、上記同様に重みづけを行えること。
9	重みづけ	不登校についての重みづけ	不登校に該当する可能性の高さについて、上記同様に重みづけを行えること。
10	重みづけ	ヤングケアラーについての重みづけ	ヤングケアラーに該当する可能性の高さについて、上記同様に重みづけを行えること。
11	重みづけ	産後うつについての重みづけ	産後うつに該当する可能性の高さについて、上記同様に重みづけを行えること。
12	重みづけ	発達障害についての重みづけ	発達障害に該当する可能性の高さについて、上記同様に重みづけを行えること。
13	重みづけ	困難全体についての重みづけ	何らかの困難に該当する可能性の高さについて、上記同様に重みづけを行えること。
14	リスク判	リスク判定	リスク判定対象者全数について、貧困という各困難の類

	定及び判定結果表示		型、及び何らかの困難がある（困難全体）ことに該当する可能性の高さを、それぞれ数値として算出できること。
15	リスク判定及び判定結果表示	判定結果表示	困難の種類（虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害という各困難の種類及び、困難全体について、）ごとに該当する可能性の高さを、それぞれ数値で算出できること。
16	リスク判定及び判定結果表示	結果リスト表示	虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害という各困難の種類及び困難全体のそれぞれについて、各リスク判定対象者が該当する可能性の高さ（数値）、対象者毎の一覧をリストとして表示できること。
17	個人詳細情報画面表示・検索	個人詳細情報画面表示	各リスク判定対象者の個人詳細情報画面を表示できること。個人詳細情報画面には、対象者を識別する基本情報、世帯の情報及び、各種福祉の受給情報などの詳細情報を表示する。
18	個人詳細情報画面表示・検索	個人詳細情報画面検索	各リスク判定対象者をカナ氏名、氏名等で検索し、選択の上で個人詳細情報画面をできること。

5.4 システムによる判定機能の構築

システムによる判定については、以下の手順で実施するものとして判定機能を構築した。

- 各困難の類型についての、連携データ項目の AI による重みづけとその確認
 - 虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害といった各困難の類型と、各連携データ項目、または連携データ項目のすべての組合せ（以降、項目／項目の組合せ）の該否が、どの程度困難の類型と関連が強いのか、正解データを AI に学習させ、ウェイト値（重み）として数値化し、比較できるようにした。
 - 下記は、虐待の例について、既に虐待ありとして認識している対象者について、連携データの項目／項目の組合せの関連度の強さについて、より関連度が強かった考えられるウェイト値が高かったものの一部を、上位から並べたものである。この場合、例えば○○という項目を、虐待との関連度が高い、と AI は判断している状態である。

図表 5 - 4 虐待における重みづけの結果（関連度の高い項目／項目の組合せの上位）

データ項目またはデータ項目の組合せ	重み	項目の説明
支援記録（子ども）	3.16	相談履歴（要対協歴）に本人のエントリが存在する
異動履歴（転入）	1.12	住記データの登録事由が"転入"の場合
乳幼児健診（未受診） ∧ 妊娠届（妊娠週数）_12週以降	0.98	乳幼児健診の受診実績で、受診日の最大値が NULL の子供（未受診）かつ 母子手帳交付時の妊娠週数が 12 週以上
不登校傾向	0.95	年間欠席日数（小中）にエントリされたことがある人（以前に年間 30 日以上欠席したことがある人）
乳幼児健診（未受診） ∧ 多子世帯	0.91	乳幼児健診の受診実績で、受診日に日付が入力されていない子供（未受診）かつ 多子世帯（世帯の中で、学齢年齢 18 歳以下の人が 3 人以上存在）
要支援妊婦世帯	0.90	世帯の中で、周産期該当者リストの中で「特定妊婦」を除くで存在する世帯員がいる
国籍（外国人）	0.83	世帯の中に「住民種別」が「外国人」になっている世帯員がいる場合
予防接種（未受診 3 歳） ∧ 妊娠届（妊娠週数）_12 週以降	0.82	予防接種（未受診 3 歳） かつ 母子手帳交付時の妊娠週数が 12 週以上
障がい児通所支援	0.77	障害児通所支援対象者
若年出産	0.73	若年出産（19 歳以下）で出産したこども
予防接種（未受診 3 歳） ∧ アンケート 1 歳 6 か月 ∧ 多子世帯	0.70	予防接種（未受診 3 歳） かつ 健やか親子 2 1 アンケート（1_6 歳）でどれかに該当する場合 かつ 多子世帯（世帯の中で、学齢年齢 18 歳以下の人が 3 人以上存在）

療育手帳（世帯）現在	0.69	世帯の 19 歳以上の世帯員に療育手帳を持ったことのある人が存在する
生活保護（受給）過去	0.63	世帯の中に生保受給者で過去いずれか受給したことがある場合

- これらの項目／項目の組合せについて、本当に関連度が高いとみなしてよいか、こども・家庭の支援業務に従事する職員の間を通じてチェックを行う手順とした。それというのは、単に AI に学習させただけでは、学習データ等の偏りにより、「本来は関連度が高いとみなすべきでない項目／項目の組合せを、関連度が高いものとして解釈してしまっている可能性があるためである。
 - 上記の手順を通じて、職員の間からみて、不適当な項目／項目の組合せについては、関連性の高いものとして上位にならないように AI をチューニングし、「どの項目／項目の組合せを、関連度が高いものとして解釈すべきか」という点について、類型ごとにブラッシュアップを行うものとした。
- リスク判定と人による絞り込み
 - 重みづけを行った AI のリスク判定モデルを元に、次は正解データのみならず、リスク判定対象者全数について、各困難の類型ごとにどの程度該当する可能性が高いとみられるか、AI の判断で数値にて表示するものとした。
 - 上記のシステムによる判定の結果を踏まえ、職員の間からみて確認を行う。具体的には、AI が「〇〇の困難に該当するリスクが高い」と判断した各対象者について、どの項目／項目の組合せの値を理由にリスクが高いと判断したか、理由となる項目／項目の組合せを表示させ、その項目／項目の組合せを根拠に高リスクと判断したことの適否をチェックする。

図表 5 - 5 各対象者のリスク判定の適否を確認する画面

個人情報詳細 ◀ 戻る

基本情報 ▶ 世帯情報

氏名	カナ氏名	性別	年齢	生年月日の日	世帯主名	続柄	国籍名	住民ID	世帯ID
■■■■	■■■■	■■	■■	■■/■■/■■	■■■■	■■	■■■■	■■■■	■■■■

住所	異動年月日の日	異動事由	園名	学校名	学年	一時保護歴 最新年度	要対応歴 最新年度
■■■■	■■/■■/■■	■■	■■■■	■■■■	■■	■■	■■

リスク判定結果

困難の種類						
虐待	不登校	発達障害	ヤングケアラー	登後うつ	貧困	困難全体
99.8	40.2	98.6	55.5	47.9	96.6	97.8

詳細情報

福祉サービス等利用状況

手帳の状況			生活保護		手当									
身体障害者 等級	精神障害者 等級	障害 等級	生保 開始年月日	生保 廃止年月日	児童扶養 手当	特児扶 手当	特児扶- 1級	特児扶- 2級	特児扶- 知的障害	特児扶- 精神障害	特児扶- 身体障害	特児扶- 内部障害	特児扶- 併合障害	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

医療費助成

医師（障がい者）					医師（ひとり親）					自立支援 (精神)			施設等利用状況		
資格取得日	医師（障がい者） 資格喪失日	医師（ひとり親） 資格取得日	医師（ひとり親） 資格喪失日	医師（ひとり親） 資格取得事由	資格取得日	資格喪失日	資格取得事由	療育医療	障がい者 通所支援	放課後デイ サービス	じゃんぷら 最新年度				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

健診・定期接種の状況

乳児（1か月）健診			乳幼児健診				定期接種					
乳児健診 指示事項	乳児健診 受診日 の日	受診 状況	検診 年齢	受診 状況	受診日 の日	低体重 カフプ指数-15以下	肥満度 カフプ指数	体重(G)	むし歯 有無	むし歯 本数	定期接種 (3歳)	定期接種 (小2)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- このようなチェックを通じて、重要視することが正しくないと思われる項目／項目の組合せについては、判定への影響度を下げるようにチューニングすることで、リスク判定モデルの制度を向上させるようにした。

なお、本件での確認は、子ども若者相談センターの特定の職員に限定して実施するものとした。

5.5 情報へのアクセスコントロールの整理

本事業の中では、システムへは子ども若者相談センターの職員数名のみがアクセスすることとしたため、データの閲覧と編集が可能な単一のロールを設定し、システムへのログインについて生体認証などを用いてコントロールする形をとった。

上記以外のアクセスコントロールについては、今後システムへアクセスする関係者拡大の是非を検討しつつ、あわせて検討することとしている。

第6章 データの準備

6.1 アナログ情報のデジタル化

こども統合データベースにおいて利用するデータのうち、多くは業務システムや Excel でのデータ化がなされている状態であるが、相談記録や産婦訪問については、各 1 件 1 件の相談記録が個別に管理されており、システムにデータを取り込める状態ではなかったため、システムに取り込めるようにデジタル化を行った。デジタル化にあたっては、重みづけ、リスク判定、画面表示などの用途に必要な事項をデータに起こす対象とした。

また、デジタル化するにあたり、本実証で取り扱う、「縦の連鎖（相談記録があるこどもの親や祖父母などが、こどもの時に何らかの困難を抱えていた世帯）」「横の連鎖（相談記録がある世帯はステップファミリーであり、前の世帯の中でこどもが何らかの困難を抱えていた世帯）」については、そもそもデータ化されていない状態であったため、上記のデジタル化にあわせて、「縦の連鎖」「横の連鎖」の該否を判断し、新たにデータに加えた。

6.2 データの加工

データ加工の前提として、本実証では以下 3 種の形式のデータ群を作成するものとした。

- ・ 重みづけ用のデータ
- ・ リスク判定用のデータ
- ・ 画面表示用のデータ

重みづけ用のデータとは、連携データ項目の各項目、あるいは複数の項目の組合せのうち、いずれの項目／項目の組合せに該当する場合に、各困難の種類にも該当する可能性が高いとみられるか、項目／項目の組合せごとに関連性の高さをウェイト値として数値化、算出するためのデータであり、いわゆる機械学習のための教師データにあたる。この重みづけ用のデータは虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害という各困難の種類、及び何らかの困難があり相談履歴のあるケース（困難全体）、の 7 種について作成している。具体的な作成方法については次の通り。例えば虐待という類型の場合、令和 4 年度の相談記録のデータのうち、虐待に該当する対象者の連携データ項目の値を正解データとし、これに虐待に該当しない対象者のデータを一定数加えてあわせたものとした。これらを機械学習にかけ、虐待という困難の種類と、連携データ項目の各項目、あるいは複数の項目の組合せのうち、いずれの関連性がより高いかをウェイト値として数値化、算出した。

リスク判定用データは、学齢年齢 18 歳以下の佐渡市民としてデータを保持する 5,997 名についての連携データ項目の各項目を含んだ、説明変数（50 個）となる項目の全データである。ただし、機械学習によるリスク判定用にかけるにあたり、一部のデータ項目はそのままの値を使用せず、「該当する（=1）or 該当しない（=0）」のいずれかの値とするようなデータ加工を行っている。例えば、説明変数の 1 つである「発育（低体重 1 歳 6 か月）」については、1 歳 6 か月で肥満度（カウプ指数）が -15% 以下の場合に 1、それ以外は 0、といった加工である。

画面表示用のデータは、主に人による絞り込みのため、結果リストや個人詳細情報画面に表示するためのデータ（テーブル）である。

上記のデータを作成する手順としては、重みづけ用のデータとリスク判定用のデータについては、データベースソフトウェアである Access 上に、連携データ項目として保有・管理主体から提供を受けたデータセットを表形式や CSV のデータを格納・結合し、それぞれ必要な対象者や項目を抽出する形で作成している。画面表示用のデータは、保有・管理主体から提供を受けたデータセットを BI ツールである Tableau Prep Builder の機能を利用して格納・結合を行った。

格納・結合の過程で欠損が明らかになるデータは、可能な限りで確認を取り補正した。格納・結合の過程で不整合になるデータについては、次項目の「6.3 名寄せ」に記述する。以上が、「データ連携のための加工」「データ分析のための加工」の観点での取り扱いとなる。

「安全管理措置としての加工」については、データの加工を総括管理主体の管理下でのみ実施するものとし、外部に提供をせず、マスキング等を行わないものとした。

6.3 名寄せ

前項の通り、データの結合については、重みづけ用のデータとリスク判定用のデータについては、データベースソフトウェアである Access 上に、連携データ項目として保有・管理主体から提供を受けたデータセットを表形式や CSV のデータを格納・結合し、画面表示用のデータは、保有・管理主体から提供を受けたデータセットを BI ツールである Tableau Prep Builder の機能を利用して格納・結合を行っている。名寄せ対象の件数は、総件数では母数が最も多い、リスク判定用のデータの 5,997 名分となる。

この時の名寄せは、以下の値、上段のものを優先に扱い紐づける形で実施した。

- ・住民コード
- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・性別

住民コード、いわゆる宛名番号を用いて名寄せができるケースは最も容易であるが、一部、住民コードがあっても再転入のケースで名寄せができないケースがあった。このような場合や、連携データ項目によってはそもそも住民コードを持たないものも存在するため、その場合は主に氏名で名寄せを行っている。しかしながら、氏名で一定程度の名寄せは実施できるものの、姓が一致しない（対象者の姓に変更があったなどの事情があり、連携データ項目の異なるデータ間で姓が別になっている）ケースや、氏名が誤ってデータ化されている（入力に漢字の誤りなどがある）ケースなどで、そのまま名寄せができず、個別に確認を行ったものもある。

6.4 その他、データの準備に係る諸課題への対応

今回のデータ準備を顧みるに、今後も分析を継続するにあたり、大きなところは以下 2 つの課題が残った。

1 つは、保有・管理主体とやりとりするデータ形式に関するものである。今回、各保有・管理主体からは、「〇〇に該当するデータの提供を願う」として、各保有・管理主体側で該当するデータを作成して CSV 等で提供を受けた。別の言い方をすれば、システム間連携は実施していない。したがって、連携するデータの形式についての細かな取り決めは行っておらず、保有・管理主体でのデータ作成方法も固定的なものにはしていない。今後の分析の継続にあたっては、やりとりするデータの形式を定めて、保有・管理主体側でのデータを作成の人的コストを縮減するとともに、データ作成時のブレがないようにすることが必要である。今回は、分析のために受け取るデータや形式について、一旦の仮説を踏まえて決定、検証したものであったため、検証作業を踏まえてのフィードバック行い、保有・管理主体とやり取りするデータ形式をより適切に定めていくことを、今後の課題と捉えている。

もう 1 つは、保有・管理主体からデータの提供を受ける回数、タイミング、サイクルに関するものである。今回は、主に令和 5 年 12 月 1 日時点の情報であるなど、特定のタイミングでもって各保有・管理主体から一度データを抽出して分析したものであるが、実際には月次などの一定のサイクルでもってデータを更新、再分析できることが望ましい。そのためにも先の課題であるデータ形式を整理することで、複数回データの提供を受けることを容易にした上で、提供を受ける回数、タイミング、サイクルを望ましい形で整理することが今後の課題である。

第7章 データ連携により把握した子ども等を支援につなげる取組

7.1 システムによる判定の結果

学齢年齢 18 歳以下の市民 5,997 名に対し、システムによるリスク判定処理を実施した。リスク判定の結果は、対象者ごとに 0～100 の数値で表示され、100 に近いほど当該困難類型の可能性が高いとシステム上で判定されている。50pt 以上であることを高リスクであると仮定し、それらに該当した件数は下表の通り。例えば、虐待では 5,997 名中、542 名が高リスクと判定されている状態である。なお、正解データ、すなわち「既に虐待に該当すると認識している」のは 271 名である。

図表 7 - 1 システムによる判定の結果（リスク高（50pt 以上））

目的変数（困難類型）	リスク判定結果：リスク高（50pt 以上）	参考：教師データ（正解）数
虐待	542	271
貧困	680	146
不登校	2,598	429
ヤングケアラー	289	14
産後うつ	157	16
発達障害	1,519	390
困難全体（相談履歴あり）	1,283	507

※「困難全体（相談履歴あり）」とは、他の 6 類型の結果を足し合わせたものではなく、何らかの相談履歴のあった子どものデータを教師データとし、6 類型とは別に、また 6 類型と同様の手順で重みづけとシステム判定を行ったものである。

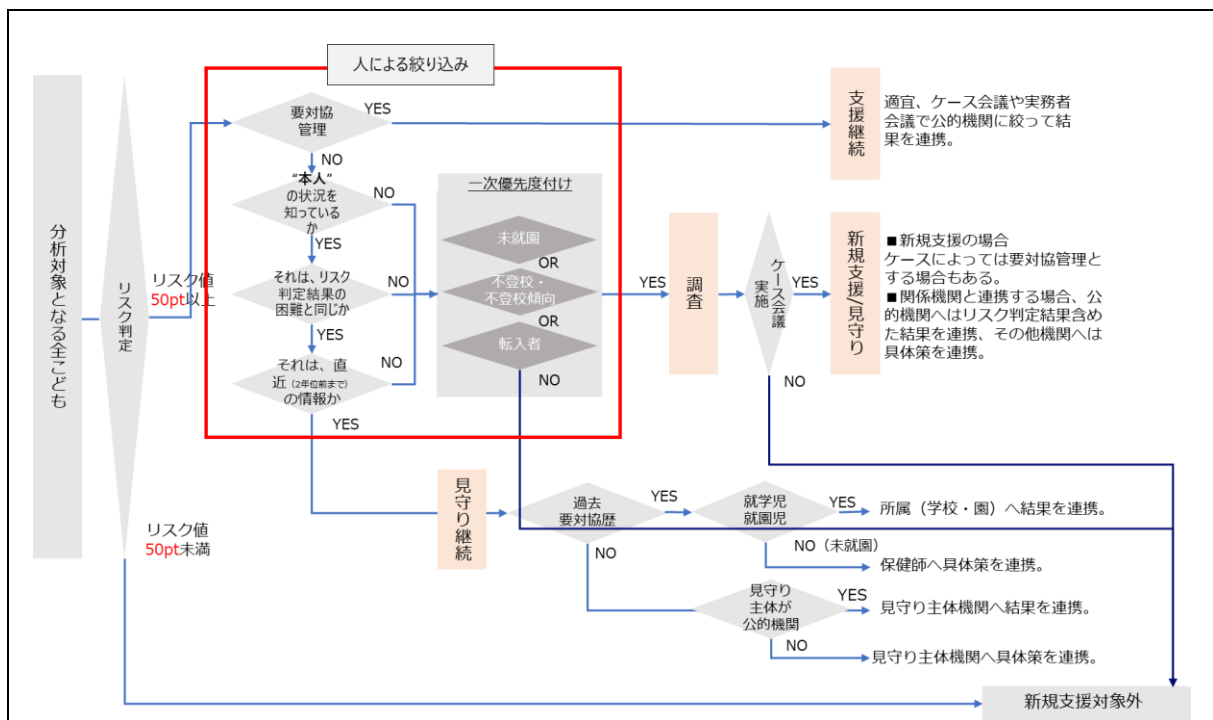
7.2 支援に向けた人による絞り込み

7.2.1 人による絞り込みの取組内容

人による絞り込みは、下図のようなプロセスで実施することとした。この絞り込みプロセスは、分析主体である子ども若者相談センターの職員数名のみによって実施している。

なお、今年度はシステムによる判定を行った困難の種類のうち、虐待に絞って人による絞り込みを実施した。

図表 7 - 2 人による絞り込み等の詳細プロセス等



手順は以下の通り。システムによる判定結果で抽出された対象者には、現在既に

①支援の対象（要対協管理）

もしくは

②見守り対象

に該当する場合がある。現在要対協管理である対象者は支援継続とし、要対協管理でない場合は、見守り対象であるかを確認し、あてはまる場合は見守り継続とする。また、現在は既に要対協管理ではないのであるが、過去に要対協管理履歴がある場合は学校・園・支援機関もしくは保健師などに連携することを検討する。

上記いずれにも該当しない場合において、次の絞り込みを行う。現場の知見を踏まえ

- ・ 乳児／未就園児
- ・ 不登校／不登校傾向
- ・ 転入者

の該当者を優先し（一次優先度付け）、調査の上、その結果を踏まえ、ケース会議の実施有無を

判断することとした。

7.2.2 人による絞り込みの結果

「虐待」についてシステム判定を行いスコア 50 点以上と判定された 542 名に対して、前項の図表 7 - 2 に示した通り、子ども若者相談センター職員による一次絞り込み（一次優先付け）を行った結果、91 名が新規で調査の必要があると判断された。91 名については、優先度が高い順に調査を実施中である。そのうちの一部について、支援を行った。

人による絞り込みを実施した職員からは「システム判定の結果で自分達に関わっていない子ども達を発見することができた」、「過去に関わりのあった子ども達でも、再認識の必要性に気づかされた」といった効果が示唆された。

7.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

7.3.1 こども等に対する支援の取組内容

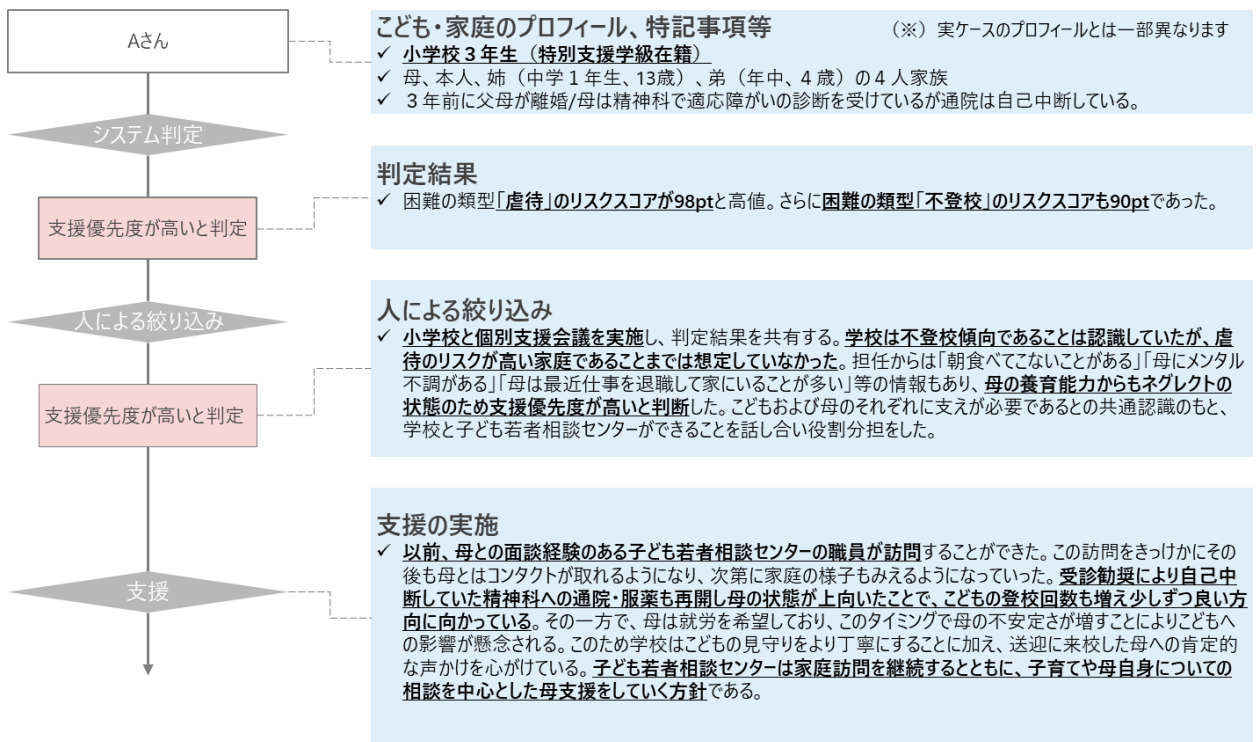
図表7-2に示した通り、調査やケース会議を経て、新規の支援や見守りを実施するとなった場合には、ケースによって要対協管理とすることも検討する、関係機関と連携する場合、公的機関へはリスク判定結果含めた結果を連携、その他機関へは具体策を連携することを検討している。

今年度は、上記のプロセスを念頭にしつつ、優先度の高い一部のケースについて次頁のような支援を行うものとした。

7.3.2 こども等に対する支援の実施結果

支援優先度が高いと判定されたケースのうち、一例として下記のような支援を実施した。

図表7-3 支援につないだ具体的な事例



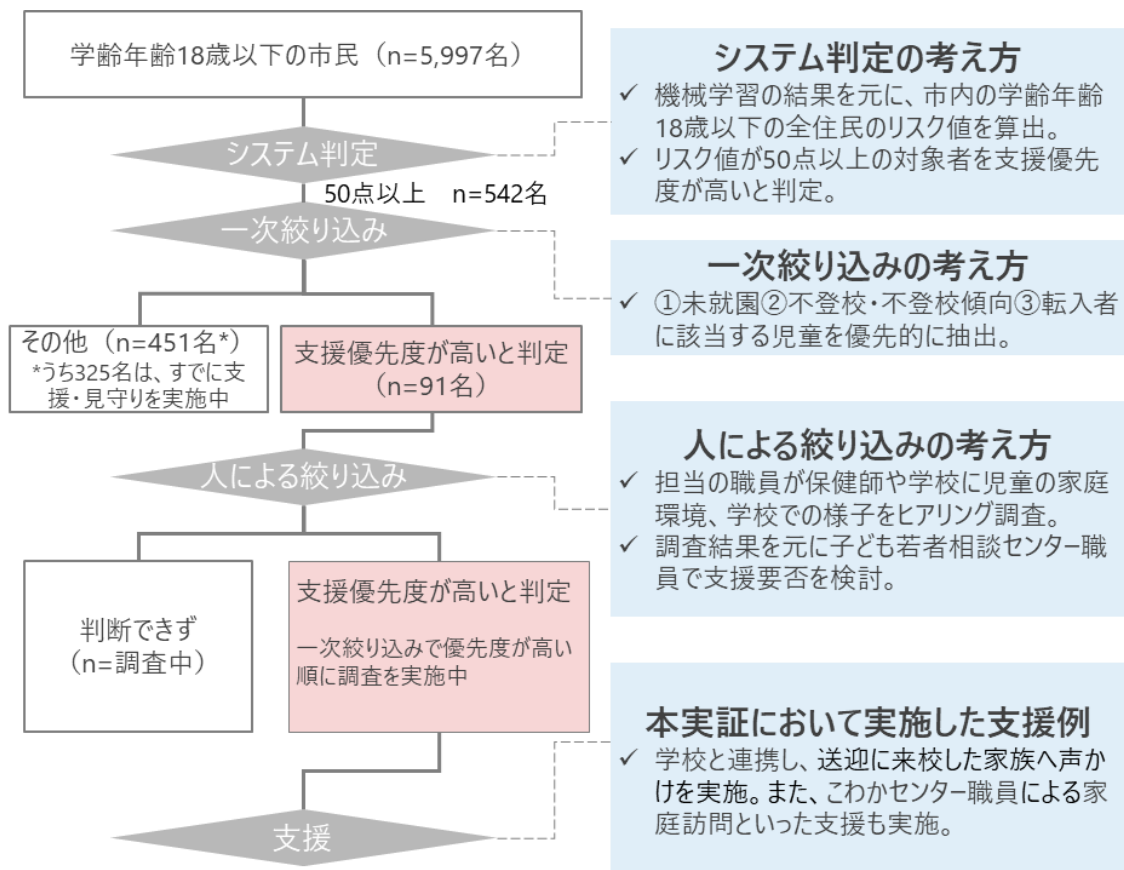
第8章 事業効果の評価・分析

8.1 データ連携による抽出結果の全体像

本実証で実施した判定、絞り込みの考え方、該当人数は以下の通り。なお取り扱った類型について、システム判定を行ったものは虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害、困難全体の7種類、人による絞り込みを行ったものは虐待の1種類である。以下は虐待について整理した結果である。

現在は、人による絞り込みのうち、一次絞り込みで支援優先度が高いと判定された91名について調査を実施中である。

図表8-1 プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果



8.2 困難の種類との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示

本実証では、システムによる判定で支援すべきと判定された対象者について、「人による絞り込み（アセスメント）」、及び「実際の支援」を実施した。本節では、それぞれの実施にあたって有用であったデータ項目、すなわち「虐待」との関連性が高いと判断したデータ項目がいずれであったかを理由・根拠とともに、検証・報告する。

8.2.1 「人による絞り込み(アセスメント)」の実施結果を踏まえた検証の結果

システムにより「虐待」と相関が高いデータ項目・組み合わせを抽出した結果、96個のデータ項目・組み合わせが抽出された。人による絞り込み（アセスメント）のうち、一次絞り込みでは、システムによる判定上位より、特に高いデータ項目・組み合わせを以下のように確認している。今後、人による絞り込みの残りのプロセス、一次絞り込みで支援優先度が高いと判断した91名に対する調査を通じて、関連性について確認する。

図表8-2 人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、
困難の種類との関連性が高いと判断されたデータ項目

人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、困難の種類との関連性が高いと判断されたデータ項目	左記データ項目が、関連性が高いと判断した理由 （※なるべく定量的に記載すること）
転入	過去の虐待のケースを基にデータ分析を実施した結果、相関が一番高いスコアとなった
不登校及び不登校傾向	過去の虐待のケースを基にデータ分析を実施した結果、相関が二番高いスコアとなった

8.2.2 「実際の支援」の実施結果を踏まえた検証の結果

支援優先度が高いと判定されたケースのうち、一例として図表7-3の支援を実施しているところ、実際の支援実施の数は現状において十分ではないため、人による絞り込みと調査を進める中で検証を進めていく。

8.3 こどもデータ連携の取組効果の分析

本年度のゴールについて1.2章の通り、以下3点、

- ・関連する各データを連携し、蓄積する「こども統合データベース」の構築と活用ができている状態。
- ・佐渡市リスク判定モデルを構築できている状態。
- ・「こども統合データベース」上でモデルにて「支援の優先度」と「支援内容」を判断し、一部のこどもについて個別に支援を検討しつつ、将来的な支援機関との連携、支援の枠組み作りの方向性について示唆を得ている状態。

という事項を設定した。1、2点目は実施を終え、3点目については、人による絞り込みの調査を進め、継続し必要な支援や見守りを実施していく。

今年度仕組みが整えられ、こどもの発見や支援において一定の効果も見られたところで、今後は以下のような指標に対して目標を定め、継続的に計測、改善を図っていくことを検討する。

<指標の例>

- ・新たに発見し、支援につながった人数（見落とし含む）
- ・リスク検知から支援会議の参集までの所要時間
- ・地域会議でまき込んだ関係者数（地域との接点の増加）
- ・巻き込んだ関係者からのアンケート評価など

第9章 考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気づき、反省事項を整理した上で、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項をとりまとめる。

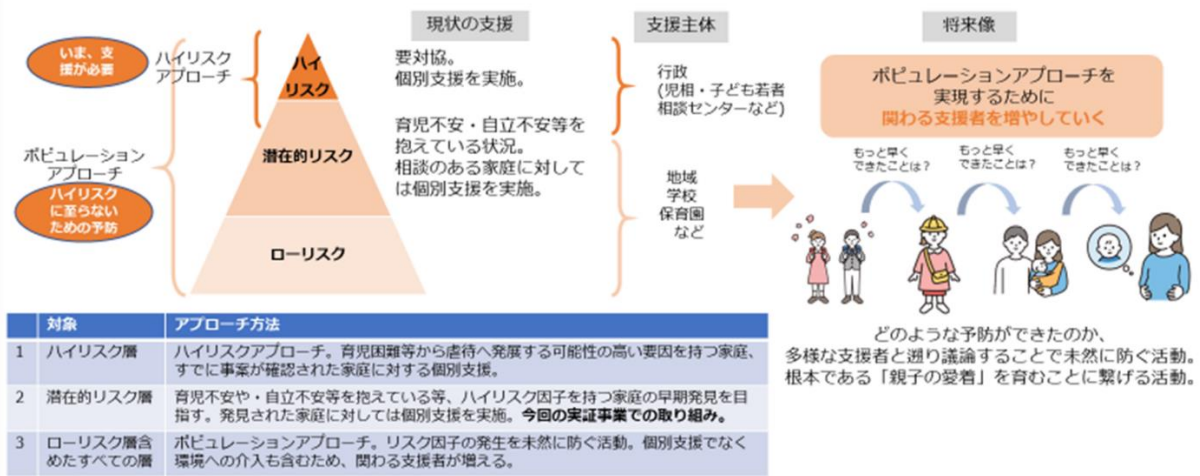
本実証を通じて得られた示唆について、実証全体を通じてのもの、および検討事項ごとのものについて以下に示す。

図表9-1 本実証を通じて得られた示唆（実証全体を通じた整理）

こどもデータ連携の実証に取り組んだからこそ得られた示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 9月上旬に実施したワークショップの準備を機に、図表9-2の通り、将来的にリスク因子の発生自体を未然に防ぐポピュレーションアプローチの実現に近づけること、また本実証が、そこに近づけるためのステップのひとつとして、潜在的リスク層へのアプローチであることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの育ちに関わる人を増やし、リスク因子の発生自体を未然に防ぐポピュレーションアプローチの実現に近づける、という将来像を意識することで、判定基準の検討や、人による絞り込みのプロセス検討、支援の枠組みづくりなどのそれぞれを進めるための一助になったものと思われる。 ● システムによりリスクが可視化されたとして、実際の支援は人と人との関わりで進めていくものであるから、データ分析といった事業においても、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるということに留まらず、データ分析の有無に関わらずどのような支援を目指すかということが、それぞれの検討事項を検討する際にも、やはり有益に働くと考える。 ● ポピュレーションアプローチの実現に当たっては、多くの主体を巻き込む仕組みを作る必要がある。次年度以降、学校や幼稚園、こども園を軸に、地域毎にこどもの支援に取り組む体制構築を検討する必要がある。

図表 9 - 2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援 佐渡市が目指すビジョン

ハイリスクアプローチの高度化と、地域やコミュニティのメンバーを巻きこんだポピュレーションアプローチの挑戦



図表 9 - 3 本実証を通じて得られた示唆（検討事項ごとの整理）

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 体制について、データを取り扱う主体を念頭に、総括管理主体、保有・管理主体、分析主体、活用主体として整理したが、活用主体に対してデータそのものを共有することは、個人情報の適正な取扱いの観点から容易ではなかった。他方で、支援実施機関においては、必ずしも個別のデータを共有せず、判定や絞り込みの結果を共有することにより、支援に協力いただくような例も考えられる。 ● 地域ごとのワークショップ実施による連携体制の構築、およびその報告会を実施したところ、多くの関係者に参加いただき、定量分析の有用性やアウトリーチ支援の必要性、政策目的への共通理解を持つことで、今後の市内関係者の巻き込み・体制づくりの土壌ができた。 	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 活用主体という整理にとられず、地域や学校等のコミュニティ単位での協力体制構築を見据え、関係者に参画いただく機会を設け、今後の市内関係者の巻き込み・体制づくりを行うことは、有益であったと捉えている。 ● 今後は、それぞれのコミュニティ等にあったアプローチの具体化を進めつつ、それらを通じて子どもの育ちに関わる人を増やし、リスク因子の発生自体を未然に防ぐポピュレーションアプローチの実現に近づけたい。
---	--

▼連携するデータ項目の選定（2章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 暗黙知を形式知化することを目的に、担当職員がリスクのある子ども・家庭を認知するために、現行業務ではどのようなデータを参照しているかを一覧として整理した。 	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行業務で参照している項目に留意することは重要であるが、後のシステムによる判定や人による絞り込みを踏まえても、特に重要なものは「子どもデータ連
--	--

<p>彼らがリスク判定に活用しているデータと本実証で活用可能な定量データとの紐づけには相応の時間を要した。</p>	<p>携 基本連携データ項目（案）」に一定程度は収れんと見られ、したがってまずは「こどもデータ連携 基本連携データ項目（案）」を念頭にしつつ、その上で現行業務を比べて明らかに不足するデータ項目を追加する、といった選定方法が適当ではないかと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、システムによる判定や人による絞り込みを実施することで、データ項目の不足を明確に認知しやすくなるようなケースもあり、多段階のデータ選定を念頭に取り組みを計画することも、有益であると考えられる。
---	--

▼判定基準の検討（3章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 実証期間中、判定基準の方向性について試行錯誤した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本実証では、実証データ分析結果に基づく基準設計を採用し判定を実施した。この場合、一度システムによる判定を行い、その妥当性を検証するプロセスを経た方が、有効な判定基準を設定しやすいので、当初段階ではある程度仮置きで進めることも有効な選択肢であると考えられる。 ● 他方で、「システムによる判定の後、人による絞り込みをどのようなプロセスで行うか」は、事前に設定し得る限りで予め具体的に定めておくことが望ましいと思われる。本実証では、人による絞り込みのうち、一次絞り込みを「乳児／未就園児」「不登校／不登校傾向」「転入者」の該否によって行うこととしたが、このようなプロセスを定めておくと、抽出された量なども鑑みつつ、システムによる判定の実施後に判定基準を見直すなどのアクションも取りやすく、また、事前に定めておいたプロセス（本事業の場合、一次絞り込みの内容）が適当ではなかった場合にも、得られた結果を踏まえプロセスを修正するというアクションも取りやすくなるのではないかと考えられる。

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ● 情報セキュリティ対策、個人情報保護に関する自治体向けのガイドラインが整備されているが、プライバシーの切り口では統一的な指針が現状は無いため、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策と同等に庁内体制を整備することは難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● プライバシーの観点では、情報セキュリティ対策、個人情報保護とは異なる庁内調整が必要となり得る。 ● プライバシーの切り口でも、情報セキュリティ対策、個人情報保護と似た形で全国の自治体が参考にできるようなガイドライン等があるとより望ましい。
---	--

▼システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 本実証では、システムを構築するにあたり現在までの段階では自動連携のような方式は取らなかったため、データ加工や統合には一定程度手間がかかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後は、データを連携することの省力化を図る仕組みを取り入れ、一定の頻度でシステムによる判定および人による絞り込みを実施できるように、仕組みを整えることを検討する。 ● 他方で、今回初めてシステムを構築したことで、データ分析の効果、有用性や、より関連性の高いデータ項目についての示唆を得ることができた。データ連携の仕組みの整備については、それに先立ってまず一定程度データ分析の有用性をひとまず確認した上で、その後に必要な形でデータ連携の仕組みを整備する、といった手順もひとつの選択として取り得るのでないかと思われる。

▼データの準備（6章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 前項同様、現在までの段階では自動連携のような方式は取らなかったため、データ加工や統合には一定程度手間がかかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 前項に同じ。
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民コードのようなものがなく、氏名による名寄せを実施しないとされないものも少なくない。この点については、データの提供を受ける以前に調査しきれないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一度データの提供を受けたことで、どのようなデータに名寄せに利用できるコードがあれば、名寄せがより容易になるかの示唆も得られるため、その後に再度、名寄せのあり方や、既存のデータへの名寄せに利用できるコードの付与を検討するようなアプローチもあるかと考えられる。

▼システムによる判定の実施（7章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害、困難全体を同列に扱い機械学習を実施したが、産後うつやヤングケアラーのような類型は、教師データの数が必ずしも十分に確保できず、判定結果をそのまま活用することも難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を実施した結果をも踏まえての示唆となるが、困難の類型は相互に絡み合っている。令和4年度の相談記録上、すなわち既に認知しているケースであっても2つ以上の困難類型にあてはまる例が多い。さらに、支援を実施したケースでも、現場で不登校傾向は認知していたが、虐待のリスクは認知されていないようなケースであった。 ● このことから、少なくとも虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害という困難の類型については、同列に扱い分析するというより、いくつかの分析しやすい困難を念頭にシステムによる判定を行いつつ、後続の人による絞り込みなど踏まえ、困難の類型間の相関意識するようなアプローチがより適切であると思われる。 ● なお産後うつやヤングケアラーのような教師データが少ない類型についても、取り扱わないということではなく、当面は虐待等の困難との相関を意識しつつ、将来に向けて検知の精度を向上させることを念頭に、データを蓄積するアプローチが望ましいと考える。
--	--

▼支援に向けた人による絞り込み（7章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 人による絞り込みのプロセスの検討にあたり、①未就園②不登校・不登校傾向③転入者に該当する児童を優先的に抽出するという一次絞り込みの手順を設けることで、リスクの判定にかかる重要な要素を形式知化し、必要性を確認することができた。 ● 人による絞り込みを通じ、「システム判定の結果で自分達が関わっていない子ども達を発見することができた」、「過去に関わりのあった子ども達でも、再認識の必要性に気づかされた」といった効果が示唆された。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人による絞り込みのプロセスを検討し、また実施することで、暗黙知を形式知することや、支援の必要性な可能性のあるこどもの情報を再認識したりすることができた。再認識については例えば、システムによる判定から人による絞り込みを経て、過去支援／見守りのこどもの市外転出後の再転入などに職員が気づきやすくなる、などの例もあった。 ● このように、リスク判定結果に対する分析という、従来の相談受付ベースとは異なる新たなアプローチが加わることで、組織としてノウハウを蓄積しやすくなることもできるのではないかと考える。
<ul style="list-style-type: none"> ● 人による絞り込みを通じての調査中ではあるが、地域や学校等のコミュニティ単位で一定の傾向があり、それぞれにあったアプローチも有効でないかと思われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高リスクの対象者への個別のアプローチだけでなく、システムによる判定および人による絞り込みの結果から、地域や学校等のコミュニティ単位でのアプローチの双方を試みることも、有益であるかもしれない。

▼データ連携により把握したこども等に対する支援（7章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を実施した事例のように、現場では不登校傾向であることは認識していても、虐待のリスクが高い家庭であることまでは想定していなかった、というケースがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業のように、別の観点から潜在的リスク層を発見するような取り組みも有益であり得る。

▼困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の抽出（8章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に虐待と関連が高いと見込まれたデータ項目について、本実証を通じて、改めて関連性が高いと見られる項目が一定程度存在した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談受付を起点とするアプローチではない、潜在的なリスク層へのアプローチでは、職員の経験から得た知見におけるデータ項目に着目することも、有益であるかもしれない。

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（8章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業では、事業のゴールは設定していたものの、指標等を設定してはいなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後については、仕組みを構築したことで、指標を設定できる段階になったため、指標を設定しつつ事業を進める。 ● 判定基準や人による絞り込みのプロセスを検討する際には、あらかじめ指標を設定しておくことにより、検討を円滑に進めることも期待できたかもしれない。 ● また実証全体を通じての振り返りに重なるが、政策目的ないし目指す姿がより具体的であると、指標の設定自体にも、指標をもとに継続的に事業効果の向上を図る上でも、やはり有益であると思われる。